

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省5(I-5-2))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること(施策目標I-5-2) 基本目標1:安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標5:新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延を防止するとともに、感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること</p>				<p>担当 部署名</p>	<p>健康・生活衛生局感染症対策部感染 症対策課 大臣官房厚生科学課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>感染症対策課長 荒木 裕人 厚生科学課長 伯野 春彦</p>		
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、次の項目を柱に実施している。 ・厚生労働省における感染症による健康危機発生時に、迅速かつ適切に対処する健康危機管理体制を整備すること ○根拠法令等 ・「厚生労働省健康危機管理基本指針」(平成9年1月事務次官決裁) ・「厚生労働省健康危機管理調整会議に関する訓令」(平成13年1月厚生労働省訓令第4号) ・「感染症健康危機管理実施要領」(平成25年10月厚生労働省健康局一部改正)</p>									
<p>施策を取り巻く現状</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の流行を背景に、輸入感染症等の報告数は少なくなっているが、新型コロナウイルス感染症の類型見直しに伴う国際的な往来の再開による流入が想定されることから、新型コロナウイルス感染症も含め、感染症の発生状況を注視しつつ、次の感染症危機に備える必要がある。</p>									
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p>	<p>感染症による健康危機発生時に、迅速かつ適切に対処する体制整備が喫緊の課題となっている。</p>								
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>				<p>達成目標の設定理由</p>					
	<p>目標1 (課題1)</p>	<p>感染症による健康危機発生時に、感染症の発生状況を把握するとともに、迅速かつ適切に対処する体制を整備する</p>			<p>感染症による健康危機発生時に、迅速かつ適切に対処するためには、感染症の発生の状況を把握するとともに、患者への医療提供体制などを整備する必要があるため。</p>					
<p>達成目標1について</p>										
<p>測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標</p>	<p>基準値</p>	<p>目標値</p>	<p>年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値</p>					<p>測定指標の選定理由</p>	<p>目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>	
<p>① 健康危機管理調整会議の定期開催件数(アウトプット)</p>	<p>-</p>	<p>月2回</p>	<p>毎年度</p>	<p>令和元年度 月2回</p>	<p>令和2年度 月2回</p>	<p>令和3年度 月2回</p>	<p>令和4年度 月2回</p>	<p>令和5年度 月2回</p>	<p>健康危機管理調整会議を定期的開催し、健康危機管理担当部署間の情報共有・連携強化を図ることが、感染症による健康危機発生時に、迅速かつ適切に対処する厚生労働省の健康危機管理体制の整備にも資するため、指標として選定した。</p>	<p>健康危険情報に対する適切なリスクアセスメントを行うためには、概ね15日に1回の会議を開催することが必要との趣旨から、月に2回の開催を目標値としている。ただし、突発的な健康危機管理事案が発生した場合は、月に2回に限らず、その都度開催することとしている。 (参考)平成30年度実績:25件、令和元年度実績:27件、令和2年度実績:25件、令和3年度実績:26件</p>
<p>達成手段1 (開始年度)</p>	<p>令和3年度 予算額 執行額</p>	<p>令和4年度 予算額 執行額</p>	<p>令和5年度 予算額</p>	<p>関連する 指標番号</p>	<p>達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等</p>				<p>令和5年度行政事業レビュー事業番号</p>	
<p>(1) 健康危機管理体制の整備(平成10年度)</p>	<p>162百万円 158百万円</p>	<p>221百万円 216百万円</p>	<p>185百万円</p>	<p>1</p>	<p>医薬品、食中毒、感染症、飲料水等により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務を行うため、健康危機が疑われる各種情報の収集・分析、並びに省内各部署間の横断的かつ緊密な連携及び短時間での的確な政策調整を行い、また、世界健康安全保障行動グループ(GHSI)等の国際会議に出席し、健康危機管理の向上及びテロ行為に対する準備と対処に係る各国との連携を図ることで、省内における健康危機管理に対する体制整備に資する。</p>				<p>2023-厚労-22-0424</p>	
<p>(2) 感染症発生動向等調査費(昭和37年度)</p>	<p>229.9億円 158.9億円</p>	<p>83.0億円 32.5億円</p>	<p>27.7億円</p>	<p>-</p>	<p>・ 感染症に関する情報を全国規模で迅速に収集し、専門家による解析、国民・医療関係者等に対する還元を行い、疾病に対する有効かつ的確な予防対策を図り、多様な感染症の発生・拡大を防止する。 ・ 集団免疫の現状把握および病原体の検索等の調査を行い、各種疫学資料と合わせて検討し、予防接種事業の効果的な運用を図る。 ・ 動物に由来するヒトの感染症が海外から侵入することを防ぐ。 ・ 新型ウイルス系統調査・保存を実施することにより、新型インフルエンザの大流行等に備え、ワクチンを緊急に製造するための体制整備をする ・ 抗インフルエンザ薬に対する耐性株監視を行い、疾病に対する有効かつ的確な治療対策の構築を図る。 ・ 感染症情報や通知について、医療現場などに直接届けるための専用のメール配信システムを運用する。 ・ 必要な標準試薬を複製・提供すること等により、都道府県等における病原体検査の精度確保・標準化及び危機管理上の検査体制の維持を図る。</p>				<p>2023-厚労-22-0210</p>	
<p>(3) 感染症予防事業費等負担金(感染症発生動向調査事業)(平成11年度)</p>	<p>2057.9億円 1353.5億円</p>	<p>3,664.6億円 1,618.6億円</p>	<p>1342.1億円</p>	<p>-</p>	<p>感染症発生動向調査事業費 国内の感染症に関する情報を迅速に収集、解析、還元するための発生動向調査事業に要する必要な経費の一部を負担することにより、感染症の患者の発生をより迅速に感知し、感染症指定医療機関へのスムーズな搬送等が実施可能な体制が整うものであり、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられる体制の整備につながるものである。</p>				<p>2023-厚労-22-0208</p>	

(4)	感染症危機管理費 (平成20年度)	16.7億円	10.3億円	0.2億円	-	感染症危機管理体制の整備と強化を図るための検討会の開催、感染症に関する相談窓口の設置、病院内での院内感染を防止するための自治体職員や医療機関関係者等に対する感染症に関する研修経費及び感染症指定医療機関等の医師に対して、海外の感染症例の診察・診療を行うための研修を実施することにより、感染症指定医療機関全体の資質の向上につながり、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられる体制の整備につながるものである。	2023-厚労-22-0209		
		4.7億円	5.7億円						
(5)	新興・再興感染症データバンク事業 (令和2年度)	63.2億円	38.2億円	2.1億円	-	今般流行している新型コロナウイルス感染症を克服するとともに、今後、新たに発生する新興・再興感染症に対し、科学的根拠に基づく対策を実施するため、臨床情報・検体等を迅速に収集し、疾患の重症度や感染力等を評価するなど、感染症対策や診療に資する情報を把握するとともに、集積されたデータを用いて、企業等が検査方法や治療薬・ワクチン等研究開発に資するための基盤を整備する。	2023-厚労-22-0211		
		25億円	14.3億円						
施策の予算額(千円)		令和3年度		令和4年度		令和5年度		政策評価実施予定時期	令和8年度
		236,791,112		242,345,453		1,907,840			
施策の執行額(千円)		154,218,909		236,817,003					
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
		新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の方向性 令和4年6月17日新型コロナウイルス感染症対策本部決定			2022年6月17日		次の感染症危機に備え、感染の初期段階から、より迅速に、より効果的に対策を講ずるための司令塔機能の強化や保健・医療提供体制の方向性は、次のとおりとする。 (略) 厚生労働省における平時からの感染症対応能力を強化するため、各局にまたがる感染症対応・危機管理に関する課室を統合した新たな組織として「感染症対策部(仮称)」を設ける。新設する「日本版CDC」(後述)を「感染症対策部」が管理することとし、平時から日本版CDC や関係自治体等と一体的に連携する。 (略) 医療対応、公衆衛生対応、危機対応、研究開発等の機能を一体的に運用するため、国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症に関する科学的知見の基盤・拠点となる新たな専門家組織として、いわゆる日本版CDC を創設する。		